

高齢者難聴用補聴器購入費助成事業

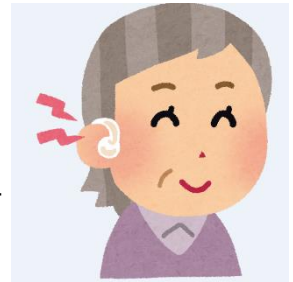
事業の内容

難聴があっても支障のない日常生活が送れるよう、市内にお住まいの65歳以上で加齢による中等度難聴の診断を受けた人に、補聴器の購入費用を助成します。

対象となる人

以下の1～7のすべての要件を満たす必要があります。

- 1 みよし市に住民登録のある、65歳以上の在宅の方
- 2 両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満
- 3 聴覚障害による身体障害者手帳の交付の対象でない方
- 4 耳鼻咽喉科専門医又は医師(※)が、補聴器が必要だと判断した方
- 5 労働者災害による補聴器の購入助成を受けていない方
- 6 購入する補聴器が、管理医療機器認証を取得した補聴器であること
- 7 過去に本事業による助成を受けた場合は、以下2点を満たす必要があります。
 - ・ 当該助成の対象となった補聴器の購入日から5年を経過していること。
 - ・ 当該補聴器が有用でないこと。



市から「交付決定」を受ける前に購入したものは、対象外です。

※ 耳鼻咽喉科専門医：一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会が認定した医師
医師：身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師

助成金額

補聴器の購入費の2分の1

(上限：市民税課税世帯 15,000 円、非課税世帯 30,000 円)

※本体と付属品を同時に購入した場合は、付属品も助成対象とする。

【注意事項】

- 1 助成対象となる補聴器の数は1台です。
ただし、両耳に必要との医師意見があれば、両耳分で1台とみなします。
- 2 以下の費用等は助成対象外です(自己負担となります)。
 - ・ 付属品(電池、充電器及びイヤーマールド等)のみの購入費
 - ・ 修理代
 - ・ 送料、診察料、検査料、文書料等

《手続きの流れ》



【受付窓口】 みよし市役所 長寿介護課
各地域包括支援センター

32-8009

※市外局番:0561

- ・おかよし地域包括支援センター 33-4177
- ・なかよし地域包括支援センター 34-6811
- ・きたよし地域包括支援センター 33-0791
- ・みなよし地域包括支援センター 33-3502